

第30号（令和2年3月13日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】 5
- △ 医療法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 6

**【告示】**

- △ 新たに生じた土地の確認【市民局窓口サービス課】 7
- △ 中区における町区域の変更【市民局窓口サービス課】 8
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 29
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 32
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 美化推進重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機の届出対象地区の地区名の変更【資源循環局街の美化推進課】 34
- △ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域の一部改正【都市整備局景観調整課】 35
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 36
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 37
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 39
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 41
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 42
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 43
- △ 同 【道路局路政課】 47
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 48

△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	49
<b>[公告]</b>	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	50
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	51
△ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	55
△ 方法市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	56
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	57
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	58
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	59
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	60
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	61
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	62
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	63
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	64
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	65
△ 同【建築局調整区域課】	66
△ 同【建築局調整区域課】	67
△ 同【建築局調整区域課】	68
△ 同【建築局調整区域課】	69
△ 同【建築局調整区域課】	70
△ 同【建築局調整区域課】	71
△ 同【建築局調整区域課】	72
△ 同【建築局調整区域課】	73
△ 同【建築局調整区域課】	74
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	75
△ 同【建築局調整区域課】	76
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	77
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	78
△ 同【鶴見区地域振興課】	79
<b>[消防局]</b>	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	80
<b>[水道局]</b>	
△ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【給水維持課】	81
△ 公印の新調【総務課】	82
<b>[交通局]</b>	
△ ピアラインパスポート取扱規程【自動車本部営業課】	83
△ 横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程【高速鉄道本部営業課】	86
△ モバイルPASMO取扱規程【自動車本部営業課】	94
△ ピアライン専用普通乗車券の発売【自動車本部営業課】	103
△ 職員の懲戒処分【人事課】	104

**[医療局病院経営本部]**

△ 横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程【人事課】 105

△ 横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程【人事課】 107

**[市選挙管理委員会]**

△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】 111

**[その他]**

△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政・情報マネジメント課】 113

**[正誤]** 114

---

規 則

---

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第12号

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例（平成30年12月  
横浜市条例第65号）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 13 号

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 （ 昭 和 33 年 7 月 横 浜 市 規 則 第 31 号 ） の 一 部  
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 3 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

- 3 児 童 福 祉 法 第 12 条 の 3 第 7 項 の 所 員 の 数 、 同 法 第 13 条 第 2 項 の  
児 童 福 祉 司 の 数 及 び 同 条 第 7 項 の 指 導 教 育 担 当 児 童 福 祉 司 の 数 は  
、 市 長 が 定 め て 告 示 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第14号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年4月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 99 号

新 た に 生 じ た 土 地 の 確 認

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 9 条 の 5 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 長 か ら 本 市 の 区 域 内 に 新 た に 次 の 土 地 が 生 じ た こ と を 令 和 2 年 2 月 21 日 確 認 し た 旨 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

確 認 の 対 象	地 積
中 区 南 本 牧 4 番 の 1 及 び 4 番 の 2 地 先 公 有 水 面 埋 立 地	70,500.11 m <sup>2</sup>

横 浜 市 告 示 第 100 号

中 区 に お け る 町 区 域 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、別図のとおり中区において町区域を変更する。

な お、この町区域の変更の効力は、令和2年3月13日から生ずる  
ものとする。

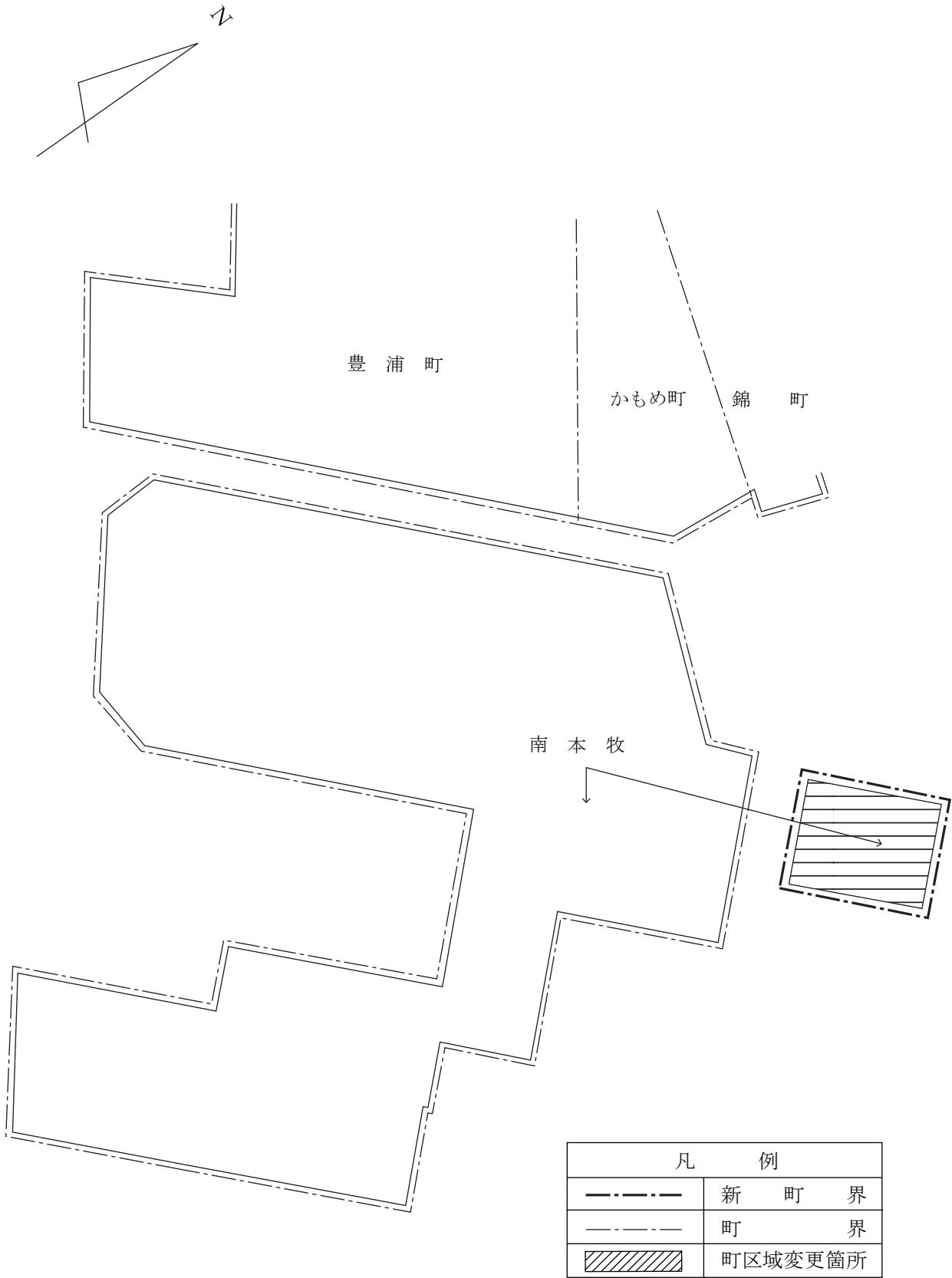
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長      林                      文      子



別図

### 中区における町区域の変更図



横浜市告示第101号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	名称	所在地
令和元年10月5日	大通り公園クリニック	中区蓬萊町3丁目113番地
令和元年12月1日	大通り公園クリニック	中区蓬萊町3丁目113番地
令和2年1月1日	田辺薬局市場西中店	鶴見区市場西中町5番12号
同	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号
同	吉田歯科医院	西区北幸一丁目4番1号
同	長者町薬局	中区長者町1丁目3番地の7
同	ひだまり薬局	中区山田町2番地の11
同	上大岡T.M.クリニック	港南区最戸一丁目7番15号
同	砂川医院	保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目26番16号
同	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目13番12号
同	しば薬局	金沢区柴町349番地の1
同	大倉山整形外科リウマチ科クリニック	港北区大倉山三丁目2番18号
同	鈴木整形外科医院	港北区高田東四丁目1番25号
同	田辺薬局妙蓮寺駅前店	港北区仲手原二丁目21番9号
同	ウグイス薬局	港北区新羽町2,079番地
同	きくなエミールクリニック	港北区大豆戸町210番地の3
同	ながつた脳神経外科	緑区長津田五丁目5番13号
同	K・クリニック	青葉区あざみ野二丁目7番地の11
同	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104

		番地
同	センター南なかむら歯科医院	都筑区茅ヶ崎中央19番1号
同	酒井歯科診療所	戸塚区戸塚町3,882番地
同	オレンジ歯科・矯正歯科	瀬谷区中央6番地の15
同	三ツ境はこだ内科	瀬谷区三ツ境6番地の2
令和2年1月4日	ゆいこどもクリニック	南区弘明寺町144番地の1
令和2年2月1日	まさこ訪問歯科クリニック	神奈川区台町11番地の30
同	平安堂薬局	中区相生町5丁目77番地
同	馬車道栗山内科クリニック	中区相生町5丁目78番地
同	クリエイト薬局港南下永谷店	港南区下永谷六丁目2番11号
同	てんかんと発達の横浜みのもる神経クリニック	港北区新横浜二丁目6番地の16

横浜市告示第102号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和2年3月1日	原 桃子	マッサージ・レイス治療院横浜鶴見	鶴見区鶴見中央一丁目2番4号
同	米 倉 昂 志	関内伊勢佐木整骨院	中区伊勢佐木町1丁目5番地の1
同	森 田 江利子	訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 横浜中区中央ステーション	中区蓬萊町2丁目4番地の5
同	太 田 良 樹	アルファ整骨院	磯子区坂下町3番28号
同	瀧 澤 麻里菜	同	同
同	及 川 匠	訪問マッサージリハあいのて	金沢区並木一丁目10番14号
同	中 野 慧	レイス治療院横浜金沢	金沢区能見台通3番6号
同	徳 田 政 利	くらむぼん鍼灸院	青葉区市ケ尾町1, 153番地の4
同	朝 香 大 助	美しが丘鍼灸マッサージ院	青葉区美しが丘二丁目21番地の2
同	那 倉 洋 平	同	同
同	吉 田 千香子	はり・きゅう・みどりの風	都筑区川和町1, 471番地
同	山 本 剛 史	さくら整骨院	栄区笠間一丁目5番1号

横浜市告示第 103 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成29年 5月8日	(新)横浜いずみ台病院	泉区和泉町 7,838 番地
	(旧)医療法人光陽会横浜いずみ台病院	
令和元年 9月1日	(新)はたファミリークリニック	鶴見区市場東中町11番1号
	(旧)畑耳鼻咽喉科	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成27年 10月5日	医療法人社団 晃進会	(新)川崎市麻生区王禅寺 1,105 番地	医療法人社団 晃進会 訪問看護ステーション よろこび	青葉区美しが丘西二丁目3番地の2
		(旧)青葉区美しが丘西二丁目3番地の2		
平成30年 10月22日	株式会社 ふくろく	都筑区佐江戸町 1,830 番地	ふくろく訪問看護リハビリテーション	(新)緑区中山一丁目6番5号
				(旧)緑区中山町306番地の5
令和元年 10月15日	一般財団法人 リ・ケア 福祉財団	(新)川崎市宮前区宮前平 1丁目10番17号	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区平台1番15号
		(旧)川崎市宮前区東有馬 5丁目22番3号		

横浜市告示第104号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 11月1日	田口正勝	(新)出張マッサージぬくもりケア	(新)鶴見区佃野町23番3号
		(旧)開設なし	(旧)鶴見区東寺尾五丁目1番14号
令和2年 2月1日	志田望	ゆう整骨院	(新)港南区上永谷二丁目16番21号
			(旧)南区庚台22番地の12
令和2年 2月4日	小野裕子	(新)マッサージはりきゅう家族の絆治療院	(新)栄区鍛冶ヶ谷二丁目31番4号
		(旧)こころ港南はりきゅう治療院	(旧)港南区日野八丁目8番11号

横 浜 市 告 示 第 105 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横 浜 市 長 林 文 子

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 元 年 9 月 9 日	ミネ薬局八景店	金 沢 区 六 浦 東 一 丁 目 22 番 19 号

## 横浜市告示第 106 号

## 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文 子

## 1 診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和元年 10月4日	大通り公園クリニック	中区蓬莱町3丁目113番地
令和元年 11月30日	平安堂薬局長者町店	中区長者町2丁目6番地の10
同	大通り公園クリニック	中区蓬莱町3丁目113番地
令和元年 12月1日	医療法人財団共生会第二浅野歯科診療所	港北区新横浜二丁目6番地の10
令和元年 12月31日	田辺薬局市場西中店	鶴見区市場西中町5番12号
同	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号
同	吉田歯科医院	西区北幸一丁目4番1号
同	まさこデンタルクリニック	西区北幸二丁目9番10号
同	佐藤眼科医院	中区尾上町6丁目90番地
同	長者町薬局	中区長者町1丁目3番地の7
同	ひだまり薬局	中区山田町2番地の11
同	上大岡T Mクリニック	港南区最戸一丁目7番15号
同	かたびら調剤薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目10番地
同	砂川医院	保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目26番16号
同	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目13番12号
同	しば薬局	金沢区柴町284番地の7
同	大倉山整形外科リウマチ科クリニック	港北区大倉山三丁目2番18号
同	鈴木整形外科医院	港北区高田東四丁目1番25号
同	田辺薬局妙蓮寺駅店	港北区仲手原二丁目21番9号



同	ウグイス薬局	港北区新羽町 2,079 番地
同	きくなエミールクリニック	港北区大豆戸町 210 番地の 3
同	ながった脳神経外科	緑区長津田五丁目 5 番 13 号
同	Kクリニック	青葉区あざみ野二丁目 7 番地の 11
同	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町 104 番地
同	センター南なかむら歯科医院	都筑区茅ヶ崎中央 19 番 1 号
同	酒井歯科診療所	戸塚区戸塚町 3,882 番地
同	オレンジ歯科・矯正歯科	瀬谷区中央 6 番地の 15
同	三ツ境はこだ内科	瀬谷区三ツ境 6 番地の 2
令和 2 年 1 月 3 日	ゆいこどもクリニック	南区弘明寺町 144 番地の 1
令和 2 年 1 月 7 日	小林歯科医院	旭区善部町 109 番地の 10
令和 2 年 1 月 9 日	福寿堂薬局	港南区上大岡西二丁目 9 番 10 号
令和 2 年 1 月 31 日	シンワ薬局能見台店	金沢区能見台通 9 番 30 号
同	コスモス薬局	青葉区奈良一丁目 6 番地の 4
令和 2 年 2 月 9 日	イオン薬局天王町店	保土ヶ谷区川辺町 3 番地

横 浜 市 告 示 第 107 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和2年1月29日	有 木 一 浩	こもれび鍼灸マッサー治療院	旭区笹野台二丁目10番6号

横浜市告示第 108 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文 子

居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 2月1日	株式会社ケ ー・ディー ・オー	都筑区荏田 南一丁目19 番2号	小規模多機能 かもいけセン ター北	都筑区牛久保 一丁目1番39 号

横浜市告示第109号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成23年4月1日	特定非営利活動法人だんだんの樹	泉区領家二丁目6番地の1	特定非営利活動法人だんだんの樹	(新) 泉区弥生台27番地の2
				(旧) 泉区領家二丁目6番地の1
令和2年1月6日	株式会社つぼみ	旭区本宿町8番地の18	つぼみ	(新) 旭区上川井町178番地
				(旧) 旭区本宿町8番地の18

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年9月1日	株式会社HMA	(新) 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号	訪問看護ステーション道	戸塚区舞岡町3,067番地
		(旧) 西区東久保町15番12号		
令和元年10月15日	一般財団法人リ・ケア福祉財団	(新) 川崎市宮前区宮前平1丁目10番地の17	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区平台1番15号
		(旧) 川崎市宮前区東有馬5丁目22番3号		
令和元年10月27日	株式会社エヌケア	都筑区中川一丁目2番	みよみよ看護	(新) 都筑区茅ヶ崎東四丁目9番18号
				(旧) 都筑区茅ヶ崎東四丁目2番1号

3 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成24年 4月1日	株式会社シ ルバーメデ ィカルサー ビス	(新)港北区新 横浜三丁目 8番地の8	寿デイサービ スセンター矢 向	鶴見区矢向六 丁目10番5号
		(旧)埼玉県本 庄市寿2丁目 1番5号		
同	同	(新)港北区新 横浜三丁目 8番地の8	寿デイサービ スセンター江 ヶ崎	鶴見区江ヶ崎 町12番33号
		(旧)埼玉県本 庄市寿2丁目 1番5号		
令和2年 2月3日	同	港北区新横 浜三丁目8 番地の8	(新)寿デイサー ビスセンター 鶴見	(新)鶴見区矢向 六丁目10番5 号
			(旧)寿デイサー ビスセンター 江ヶ崎	(旧)鶴見区江ヶ 崎町12番33号

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 7月1日	N P O 法人 空風	(新)鶴見区獅 子ヶ谷二丁目 30番11号	はじめサポー ト	(新)鶴見区獅 子ヶ谷二丁目 30番11号
		(旧)鶴見区元 宮一丁目12 番4号		(旧)鶴見区元宮 一丁目12番4 号

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 7月1日	N P O 法人 空風	(新)鶴見区獅 子ヶ谷二丁目 30番11号	はじめサポー ト	(新)鶴見区獅 子ヶ谷二丁目 30番11号
		(旧)鶴見区元 宮一丁目12 番4号		(旧)鶴見区元宮 一丁目12番4 号

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成23年 4月1日	特定非営利 活動法人だ んだんの樹	泉区領家二 丁目6番地 の1	特定非営利活 動法人だん だんの樹	(新)泉区弥生台 27番地の2
				(旧)泉区領家二 丁目6番地 の1

令和元年 10月27日	株式会社エヌケア	都筑区中川 一丁目2番	はればれ	(新)都筑区茅ヶ崎東四丁目9番18号
				(旧)都筑区茅ヶ崎東四丁目2番1号

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 9月1日	株式会社HMA	(新)東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号	訪問看護ステーション道	戸塚区舞岡町3,067番地
		(旧)西区東久保町15番12号		
令和元年 10月15日	一般財団法人リ・ケア福祉財団	(新)川崎市宮前区宮前平1丁目10番地の17	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区平台1番15号
		(旧)川崎市宮前区東有馬5丁目22番3号		
令和元年 10月27日	株式会社エヌケア	都筑区中川一丁目2番	みよみよ看護	(新)都筑区茅ヶ崎東四丁目9番18号
				(旧)都筑区茅ヶ崎東四丁目2番1号

8 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 7月1日	NPO法人空風	(新)鶴見区獅子ヶ谷二丁目30番11号	はじめサポート	(新)鶴見区獅子ヶ谷二丁目30番11号
		(旧)鶴見区元宮一丁目12番4号		(旧)鶴見区元宮一丁目12番4号

9 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 7月1日	NPO法人空風	(新)鶴見区獅子ヶ谷二丁目30番11号	はじめサポート	(新)鶴見区獅子ヶ谷二丁目30番11号
		(旧)鶴見区元宮一丁目12番4号		(旧)鶴見区元宮一丁目12番4号

		番 4 号		号	
10 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）					
変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地	
令和2年 2月3日	株式会社 シルバー メデイカル サービス	港北区新 横浜三丁 目8番地 の8	(新) 寿 デイサー ビスセン ター 鶴見	(新) 鶴見区 矢向六 丁目10 番5号	
			(旧) 寿 デイサー ビスセン ター 江ヶ崎	(旧) 鶴見区 江ヶ崎 町12番 33号	

横浜市告示第 110 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（通所介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年2月1日	株式会社シ ルバーメデ ィカルサー ビス	港北区新横 浜三丁目8 番地の8	寿デイサービ スセンター矢 向	鶴見区矢向六 丁目10番5号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年2月1日	株式会社シ ルバーメデ ィカルサー ビス	港北区新横 浜三丁目8 番地の8	寿デイサービ スセンター矢 向	鶴見区矢向六 丁目10番5号



横浜市告示第 111 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月31日	株式会社メデイカルファーマシー	川崎市川崎区東門前町1丁目13番8号	かたくら薬局	神奈川県片倉一丁目16番10号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年12月31日	株式会社メデイカルファーマシー	川崎市川崎区東門前町1丁目13番8号	かたくら薬局	神奈川県片倉一丁目16番10号

横浜市告示第 112 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文 子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年6月30日	株式会社テックワークス	緑区東本郷五丁目36番18号	訪問介護事業所ゆいまる	緑区鴨居二丁目30番6号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年12月31日	岡田篤信	金沢区柴町7番地の68	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成29年9月30日	株式会社金塚薬局	栄区本郷台三丁目1番9号	株式会社金塚薬局	栄区本郷台三丁目1番9号
平成30年3月31日	杉浦洋二	西区伊勢町3丁目131番地の6	戸部歯科医院	西区戸部本町50番17号
平成30年6月3日	株式会社サノ・ファーマシー	秋田県秋田市保戸野通町3番31号	オレンジ薬局横浜東口店	西区高島二丁目14番17号
平成30年6月30日	田辺薬局株式会社	東京都中央区築地4丁目3番8号	田辺薬局下末吉支店	鶴見区下末吉一丁目23番1号
平成30年7月31日	同	同	田辺薬局下末吉東店	鶴見区下末吉一丁目25番14号
同	宮川康一	緑区十日市場町809番地	横浜歯科医院	緑区十日市場町809番地
平成30年12月31日	野島隆	茅ヶ崎市柳島海岸9番	ハート薬局	西区浅間町4丁目347

		10号		番地の10
同	岡田篤信	金沢区柴町7番地の68	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3
平成31年1月10日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番地の18	薬樹薬局狩場	保土ヶ谷区狩場町218番地の8
平成31年3月31日	株式会社小川薬局	港北区菊名四丁目2番8号	株式会社小川薬局	港北区菊名四丁目2番8号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年12月31日	岡田篤信	金沢区柴町7番地の68	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成29年9月30日	株式会社金塚薬局	栄区本郷台三丁目1番9号	株式会社金塚薬局	栄区本郷台三丁目1番9号
平成30年3月31日	杉浦洋二	西区伊勢町3丁目131番地の6	戸部歯科医院	西区戸部本町50番17号
平成30年6月3日	株式会社サノ・ファーマシー	秋田県秋田市保戸野町3番31号	オレンジ薬局横浜東口店	西区高島二丁目14番17号
平成30年6月30日	田辺薬局株式会社	東京都中央区築地4丁目3番8号	田辺薬局下末吉支店	鶴見区下末吉一丁目23番1号
平成30年7月31日	同	同	田辺薬局下末吉東店	鶴見区下末吉一丁目25番14号
同	宮川康一	緑区十日市場町809番地	横浜歯科医院	緑区十日市場町809番地
平成30年12月31日	野島隆	茅ヶ崎市柳島海岸9番10号	ハート薬局	西区浅間町4丁目347番地の10
同	岡田篤信	金沢区柴町7番地の68	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3
平成31年1月10日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番地の18	薬樹薬局狩場	保土ヶ谷区狩場町218番地の8

平成31年 3月31日	株式会社小川薬局	港北区菊名 四丁目2番 8号	株式会社小川薬局	港北区菊名 四丁目2番 8号
----------------	----------	----------------------	----------	----------------------

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成30年 6月30日	株式会社テックワークス	緑区東本郷 五丁目36番 18号	訪問介護事業所 ゆいまーる	緑区鴨居二丁目30番6号

横浜市告示第 113 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年1月1日	ゆいこどもクリニック	南区弘明寺町字前田144番地の1	病院又は診療所
令和2年3月1日	女性医療クリニックLUNAネクストステージ	中区元町1丁目32番地の1	同
同	新横浜あおい眼科	港北区新横浜二丁目6番地の16	同
同	てんかんと発達の横浜みのる神経クリニック	港北区新横浜二丁目6番地の16	同
同	薬局ゆりかご	都筑区勝田町316番地の2	薬局
同	クリエイト薬局港南下永谷店	港南区下永谷六丁目2番11号	同
同	スマイル薬局藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目28番地の12	同
同	スマイル薬局港北高田店	港北区高田西三丁目1番21号	同
同	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町1丁目2番地	同
同	スマイル薬局青葉黒須田店	青葉区黒須田32番地の1	同
同	スマイル薬局三ツ境南口店	瀬谷区三ツ境15番地の1	同
同	スマイル薬局鴨居南口店	緑区鴨居一丁目9番14号	同
同	ドラッグセイムス弘明寺薬局	南区六ツ川一丁目10番1番地	同
同	阪神調剤薬局横浜元町店	中区山下町112番地の4	同
同	阪神調剤薬局横浜鶴見店	鶴見区下末吉三丁目7番19号	同
同	阪神調剤薬局横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号	同
同	コトブキ調剤薬	保土ヶ谷区狩場町20	同

	局 横 浜 店	9 番 地	
同	サカエフアーマ シー日限山店	港南区日限山二丁目 1番33号	同
同	阪神調剤薬局港 南台医療モール 店	港南区港南台五丁目 23番30号	同
同	こもれび薬局	戸塚区吉田町 590 番 地の 1	同
同	なでしこ薬局	栄区笠間四丁目 11 番 5 号	同
同	ひだまり薬局	中区山田町 2 番地の 11	同

横浜市告示第 114 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年1月3日	ゆいこどもクリニック	南区弘明寺町144番地の1	病院又は診療所
令和2年2月29日	スマイル薬局藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目28番地の12	薬局
同	スマイル薬局港北高田店	港北区高田西三丁目1番21号	同
同	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町1丁目2番地	同
同	スマイル薬局青葉黒須田店	青葉区黒須田32番地の1	同
同	スマイル薬局三ツ境南口店	瀬谷区三ツ境15番地の1	同
同	スマイル薬局鴨居南口店	緑区鴨居一丁目9番14号	同
同	ドラッグセイムス弘明寺薬局	南区六ツ川一丁目10番地	同
令和2年2月9日	イオン薬局天王町店	保土ヶ谷区川辺町3番地	同
令和2年1月9日	福寿堂薬局	港南区上大岡西二丁目9番10号	同
令和2年1月31日	阪神調剤薬局横浜元町店	中区山下町112番地の4	同
同	阪神調剤薬局横浜鶴見店	鶴見区下末吉三丁目7番19号	同
同	阪神調剤薬局横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号	同
同	コトブキ調剤薬局横浜店	保土ヶ谷区狩場町20番地	同
同	サカエファーマシー日限山店	港南区日限山二丁目1番33号	同
令和2年2月29日	サツキ薬局吉田町店	戸塚区吉田町582番地の3	同
令和2年1月31日	阪神調剤薬局港南台医療モール店	港南区港南台五丁目23番30号	同

横浜市告示第 115 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年3月1日	医療法人社団愛友会金沢文庫病院	金沢区釜利谷東二丁目6番22号	内科
同	薬局 マツモトキョシ 鶴見西口店	鶴見区豊岡町2番地の2	薬局
同	こもれび薬局	戸塚区吉田町590番地の1	同
同	ヒカリ薬局 鶴見店	鶴見区下野谷町4丁目177番地	同
同	ハックドラッグ 磯子岡村薬局	磯子区岡村八丁目9番7号	同
同	なでしこ薬局	栄区笠間四丁目11番5号	同
同	いろは薬局	神奈川区片倉一丁目9番3号	同
同	日本調剤 能見台薬局	金沢区能見台通4番1号	同
同	ぴゅあ ナースリハビリステーション	中区野毛町2丁目90番地	同



横 浜 市 告 示 第 116 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年1月31日	平安堂薬局馬車道本店	中区相生町5丁目89番地の2	薬局
令和2年2月9日	イオン薬局天王町店	保土ヶ谷区川辺町3番地	同
令和2年2月29日	サツキ薬局吉田町店	戸塚区吉田町582番地の3	同

横浜市告示第 117 号

美化推進重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機の届出  
対象地区の地区名の変更

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第9条第1項に規定する美化推進重点地区の指定地区名、第11条の2第1項に規定する喫煙禁止地区の指定地区名及び第12条第1項に規定する自動販売機の届出対象地区の指定地区名を、次のとおり変更する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 美化推進重点地区

変更年月日	指定地区名
令和2年3月14日	(新)東神奈川駅周辺地区
	(旧)東神奈川・仲木戸駅周辺地区

2 喫煙禁止地区

変更年月日	指定地区名
令和2年3月14日	(新)東神奈川駅周辺地区
	(旧)東神奈川・仲木戸駅周辺地区

3 自動販売機の届出対象地区

変更年月日	指定地区名
令和2年3月14日	(新)東神奈川駅周辺地区
	(旧)東神奈川・仲木戸駅周辺地区

横浜市告示第118号

横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域の一部改正

横浜市屋外広告物条例（平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号、第5号及び第6号の規定に基づく指定地域の一部を次のように改正し、令和2年3月22日から施行する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域の表中

「

市道高速神奈川 7号横浜北線	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50メートル以内の地域（路 面の高さから上へ15メート ルまでの範囲内に限る。）
-------------------	---------	--

」

を

「

市道高速神奈川 7号横浜北線	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50メートル以内の地域（路 面の高さから上へ15メート ルまでの範囲内に限る。）
高速横浜環状北 西線	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50メートル以内の地域（路 面の高さから上へ15メート ルまでの範囲内に限る。）

」

に改める。

横浜市告示第 119 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市 市長 林 文 子

路 線 名	起 終	点 点
羽沢 第 334 号線	保土ヶ谷区上菅田町 455 番の12地先 同 区同 町同 番の 5 地先	
白根 第 499 号線	旭区白根二丁目 159 番の11地先 同区同 163 番の 1 地先	
白根 第 500 号線	旭区白根二丁目 159 番の16地先 同区同 155 番の11地先	
白根 第 501 号線	旭区白根二丁目 156 番の11地先 同区同 157 番の 2 地先	
白根 第 502 号線	旭区白根二丁目 155 番の43地先 同区同 156 番の25地先	
白根 第 503 号線	旭区白根二丁目 156 番の 4 地先 同区同 同 番の26地先	
白根 第 504 号線	旭区白根二丁目 155 番の41地先 同区同 同 番の35地先	
白根 第 505 号線	旭区白根二丁目 159 番の 2 地先 同区同 同 番の 8 地先	
綱島 第 377 号線	港北区綱島東二丁目 794 番の 3 地先 同 区同 793 番の 1 地先	
鴨居 第 474 号線	緑区鴨居六丁目 2,118 番の 8 地先 同区同 1,942 番の 1 地先	

横浜市告示第120号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
菅田 第72号線	神奈川区菅田町125番の3地先 同 区同 町124番の5地先	
菅田 第107号線	神奈川区菅田町1,436番の1地先 同 区同 町1,435番の3地先	
浦島 第34号線	神奈川区七島町144番地先 同 区同 町138番地先	
井土ヶ谷 第174号線	南区井土ヶ谷中町33番の45地先 同区同 町同番の40地先	
川井 第352号線	旭区上川井町1,285番の9地先 同区川井本町127番の5地先	
白根 第172号線	旭区白根二丁目157番の5地先 同区同 同 番の2地先	
白根 第173号線	旭区白根二丁目156番の20地先 同区同 159番の1地先	
洋光台 第383号線	磯子区氷取沢町36番の1地先 同 区同 町32番地先	
洋光台 第394号線	磯子区栗木三丁目891番の2地先 同 区同 892番の1地先	
鴨居 第330号線	緑区鴨居六丁目1,935番の3地先 同区同 1,937番の1地先	
平戸 第413号線	戸塚区平戸町1,131番地先 同 区同 町1,132番の1地先	
笠間	栄区笠間一丁目845番の6地先	

第 240 号線

同区同

1,104 番の53地先

横浜市告示第121号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和2年3月13日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
羽沢 第334号線	保土ヶ谷区上菅田町455番の12地先から 同 区同 町同 番の5地先まで	4.50 ないし 4.55	54.88
白根 第499号線	旭区白根二丁目159番の11地先から 同区同 163番の1地先まで	3.83 ないし 11.64	309.29
白根 第500号線	旭区白根二丁目159番の16地先から 同区同 155番の11地先まで	4.54 ないし 11.11	128.81
白根 第501号線	旭区白根二丁目156番の11地先から 同区同 157番の2地先まで	4.31 ないし 4.44	57.77
白根 第502号線	旭区白根二丁目155番の43地先から 同区同 156番の25地先まで	6.41 ないし 8.71	63.37
白根 第503号線	旭区白根二丁目156番の4地先から 同区同 同 番の26地先まで	4.12 ないし 4.67	42.64
白根 第504号線	旭区白根二丁目155番の41地先から 同区同 同 番の35地先まで	4.36 ないし 4.88	39.79
白根 第505号線	旭区白根二丁目159番の2地先から 同区同 同 番の8地先まで	4.39 ないし 4.56	47.07
綱島 第377号線	港北区綱島東二丁目794番の3地先から 同 区同 793番の1地先まで	2.73	27.66

鴨居 第 474 号線	緑区鴨居六丁目 2,118 番の 8 地先から 同区同 1,942 番の 1 地先まで	4.01 ないし 4.37	42.50
----------------	--	---------------------	-------



横浜市告示第 122 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年3月13日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
高田 第140号線	港北区高田西一丁目798番の1地先から 同 区新吉田東三丁目3,709番の4地先まで	20.82 ないし 43.46	960.00
東方町 第115号線	都筑区池辺町3,179番の13地内から 同 区東方町663番の1地先まで	5.83 ないし 9.00	130.29

横浜市告示第 123 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和2年3月13日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
大船停車場 矢部	旧	戸塚区上倉田町146番の1地先から 同 区同 町269番の1地先まで	7.83 ないし 11.29	146.80
	新	同	10.74 ないし 16.23	同

横浜市告示第124号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和2年3月13日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
菅田 第106号線	旧	神奈川区菅田町1,437番の1地先から 同 区同 町1,436番の1地先まで	1.90 ないし 1.92	m  2.05
	新	同	3.20 ないし 3.21	同
井土ヶ谷 第172号線	旧	南区井土ヶ谷中町33番の59地先から 同区同 町同番の62地先まで	1.99	1.98
	新	同	3.00	同
羽沢 第19号線	旧	保土ヶ谷区上菅田町457番の1地先から 同 区同 町418番の176地先まで	2.79 ないし 4.50	43.36
	新	同	4.41 ないし 6.07	同
上星川 第364号線	旧	保土ヶ谷区仏向町670番の1地先から 同 区同 町598番の2地先まで	1.95 ないし 3.37	108.01
	新	同	2.68 ないし	同

			4.54	
白根 第170号線	旧	旭区白根二丁目 158 番の3地先から 同区同 159 番の31地先まで	1.80 ないし 6.00	10.40
	新	同	6.20 ないし 8.23	同
白根 第173号線	旧	旭区白根二丁目 155 番の56地先から 同区同 159 番の29地先まで	2.15 ないし 2.66	16.17
	新	同	6.63 ないし 7.61	同
蒔田 第339号線	旧	磯子区丸山一丁目 208 番の1地先から 同 区同 207 番地先まで	2.73	2.22
	新	同	3.37	同
新羽 第50号線	旧	港北区新吉田町 5,728 番の30地先から 同 区同 町 5,564 番の3地先まで	4.46 ないし 4.84	15.49
	新	同	4.51 ないし 4.84	同
綱島 第319号線	旧	港北区樽町四丁目 186 番の4地先から 同 区同 181 番の1地先まで	4.12 ないし 4.50	1.81
	新	同	4.50 ないし 4.79	同
綱島 第326号線	旧	港北区樽町四丁目 176 番の1地先から 同 区同 186 番の3地先まで	2.42 ないし 2.51	25.55
	新	同	4.50	同
北八朔北部	旧	緑区北八朔町 218 番の9地先から 同区同 町 217 番の11地先まで	4.50	60.47

第96号線	新	同	5.30 ないし 5.40	同
北八朔北部 第391号線	旧	緑区北八朔町 217 番の11地先から 都筑区川和町 2,450 番の2地先まで	8.20	52.65
	新	同	同	同
鴨居 第115号線	旧	緑区白山三丁目 1,015 番の4地先から 同区同 1,019 番の2地先まで	2.70 ないし 3.03	27.13
	新	同	3.56 ないし 4.76	同
北八朔北部 第160号線	旧	都筑区川和町 2,450 番の1地先から 同区同 町 2,447 番の1地先まで	5.40 ないし 5.65	59.06
	新	同	5.85 ないし 6.15	同
川和 第3号線	旧	都筑区川和町 219 番地先から 同区同 町 824 番の1地先まで	5.80 ないし 6.15	226.41
	新	同	9.50 ないし 9.51	同
川和 第78号線	旧	都筑区川和町 654 番の1地先から 同区同 町 760 番の1地先まで	4.64	4.13
	新	同	5.89	同
川和 第221号線	旧	都筑区川和町 830 番の8地先から 同区同 町 824 番の1地先まで	4.10 ないし 4.35	98.49
	新	同	4.31 ないし 4.44	同

東方町 第39号線	旧	都筑区東方町 663 番の 1 地先から 同 区同 町 643 番の 1 地先まで	3.60 ないし 13.99	235.37
	新	同	4.10 ないし 17.45	同
六ツ川 第31号線	旧	戸塚区平戸一丁目 1,427 番の 8 地先から 南区六ツ川三丁目91番の16地先まで	3.52 ないし 5.23	397.51
	新	同	4.92 ないし 6.63	同
六ツ川 第82号線	旧	戸塚区平戸一丁目 1,427 番の 8 地先から 同 区同 1,429 番の21地先まで	3.11	5.11
	新	同	3.71 ないし 3.83	同
六ツ川 第 161 号線	旧	戸塚区平戸一丁目 1,390 番の71地先から 同 区同 1,427 番の 3 地先まで	2.90 ないし 2.92	14.92
	新	同	4.19 ないし 4.24	同
庄戸 第 103 号線	旧	栄区亀井町 2,035 番の38地先から 同区同 町同 番の67地先まで	4.47 ないし 4.52	49.53
	新	同	4.56 ないし 4.66	同
和泉町 第94号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,685 番の 1 地先から 同区同 3,764 番の 1 地先まで	2.68 ないし 2.72	31.73
	新	同	4.50	同

横浜市告示第 125 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和2年3月22日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
高速横浜環状北西線	旧	青葉区下谷本町35番の27地内から都筑区川向町 697 番の 5 地内まで	14.00 ないし 200.00	m  7,100.00
	新	同	11.21 ないし 215.41	7,097.68
東方町第 343 号線	旧	都筑区東方町 651 番の10地先から同 区同 町 654 番の 7 地内まで	4.50 ないし 7.45	163.59
	新	同	6.00 ないし 14.81	同

横浜市告示第126号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和2年3月13日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
四季美台 第427号線	旧	旭区さちが丘132番の1地先から 同区同 133番の28地先まで	4.04 m	6.61 m
	新	同	13.70	同
蒔田 第338号線	旧	磯子区丸山一丁目208番の1地先から 同 区同 324番の1地先まで	6.02	2.22
	新	同	同	同
茅ヶ崎 第235号線	旧	都筑区東方町779番の5地先から 同 区同 町1,294番の1地内まで	8.55 ないし 11.66	41.83
	新	同	11.05 ないし 14.24	同



横浜市告示第 127 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 13 日

横浜市長 林 文子

第 4 項第 2 号の表中

「

瑞穂橋	神奈川区瑞穂町ほか	80	21
クイーンモール橋	西区みなとみらい一丁目ほか	72	18

」

を

「

瑞穂橋	神奈川区瑞穂町ほか	80	21
キングモール橋	西区みなとみらい一丁目ほか	51	15
クイーンモール橋	同	72	18

」

に改める。

第 7 項第 1 号の表中

「

臨港パーク	同	園路、芝生広場、植栽等	79,021
-------	---	-------------	--------

」

を

「

臨港パーク	同	園路、芝生広場、植栽等	79,471
-------	---	-------------	--------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 133 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 2 月 27 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ケ シ ョ ッ ト	田 口 聖	港 北 区 日 吉 本 町 一 丁 目 5 番 41 号	こ の 法 人 は 、 乳 幼 児 か ら 就 学 前 の 子 ど も と そ の 保 護 者 に 対 し て 、 保 育 施 設 の 設 置 ・ 運 営 に 関 す る 事 業 、 子 育 て の た め の 支 援 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 子 ど も の 健 全 育 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第 134 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年 2月20日	特定非営利活動法人ダイヤモンド・フォー・ピース	村上 千恵	栄区小菅ケ谷一丁目2番1号	この法人は、ダイヤモンド採掘から輸出に携わる零細労働者に対し、彼らの労働環境改善・社会的地位の向上を図るための事業を行い、一般消費者やダイヤモンド業界に対し、ダイヤモンド業界における取引が道徳的で公平なものになるように啓発する事業を行い、ダイヤモンドが人道・環境配慮の上、採掘・カット・製造されることが当たり前の社会の創造に寄与することを目的とする

						。また、活動 対象国におい て甚大な疾病 や災害等が発 生した場合に 緊急支援活動 を実施し、上 記の労働者 生命・生活の 保護を図ると に寄与するこ とを目的とし る。
令和2年 2月21日	変更前	特定非営 利活動法 人みえIT 市民会 議	菊池武秀	変更前	三重県四 日市市西 松本町7 番8号	変更前 この法人は 、三重県に おいて生活 する人たち に対して、 県内外の学 術研究機関 や非営利市 民活動団体 、IT関連業 者の地域事 業者、教育・ 行政機関等 とも連携・ 協働し地域 に密着した 情報支援事 業を行い、 情報通信技 術（IT）の 研究・利 用した心 豊かでの活 力の交流 や地域づく りに寄与す るこ

<p>変更後</p>	<p>特定非営 利活動法 人佳洋国 際慈善総 会</p>	<p>変更後</p>	<p>南区堀ノ 内町2丁 目168番 地の18</p>	<p>変更後</p> <p>的とする。 この法人は 、発展途上 国の子ども 達の教育支 援に関する 事業、発展 途上国の学 生の学習環 境向上につ いての支援 ・援助に関 する事業、 発展途上国 の障害を持 つ子ども達 及び孤児等 への支援・ 援助に関する 事業、国内 外における 自然災害発 生時の被災 者救助・被 災地支援に 関する事業 を行い、発 展途上国に おける子ど もの健全育 成及び福祉 の向上、国 内外におけ る被災地の 復興を図り 、もって広 く公益に寄 与することを 目的とする。</p>
------------	--	------------	---	--

<p>令和2年 2月25日</p>	<p>特定非営利 活動法人プ ラチナ会</p>	<p>河野文彰</p>	<p>港南区港南 台六丁目9 番11号</p>	<p>この法人は、横浜市港南区を中心とする地域に在住の高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業等を行い、当該高齢者及び障害者が生き甲斐のある在宅生活を過せざるよう支援助するのと、その家族の負担の軽減を目的とする。</p>
-----------------------	---------------------------------	-------------	---------------------------------	---

## 横 浜 市 公 告 第 135 号

## 大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和2年3月13日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユーコープ神大寺店  
神奈川県神大寺二丁目41番1号
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社北栄  
代表取締役 北村三雄  
神奈川県神大寺二丁目37番5号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,259 m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和2年2月29日
- 6 変更する理由  
建て替えのため
- 7 届出年月日  
令和2年2月20日

## 横 浜 市 公 告 第 136 号

## 方 法 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 46 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 21 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 相 模 鉄 道 本 線 （ 鶴 ケ 峰 駅 付 近 ） 連 続 立 体 交 差 事 業 に 係 る 方 法 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 46 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 21 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称  
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称  
（ 仮 称 ） 相 模 鉄 道 本 線 （ 鶴 ケ 峰 駅 付 近 ） 連 続 立 体 交 差 事 業
- 3 都 市 計 画 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域  
起 点 旭 区 西 川 島 町  
終 点 旭 区 二 俣 川 2 丁 目
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課  
旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12  
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課  
保 土 ケ 谷 区 川 辺 町 2 番 地 の 9  
横 浜 市 保 土 ケ 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 3 月 13 日 か ら 令 和 2 年 4 月 13 日 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 137 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
神 奈 川 区 恵 比 須 町 8 番 の 1 及 び 8 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
水 銀 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物  
、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 138 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
南 区 浦 舟 町 5 丁 目 77 番 の 3 及 び 77 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 139 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
元 年 11 月 横 浜 市 公 告 第 464 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
港 北 区 綱 島 東 五 丁 目 1,203 番 及 び 1,206 番 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物、シ ア ン 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物、砒 素 及  
び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物、ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 140 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
奈良町さくら緑地	青葉区奈良町 1,566 番の 35 4	別図の とおり	671 m <sup>2</sup>	広場、植栽	令和2年 3月20日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 141 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
霞 台 公 園	保 土 ヶ 谷 区 霞 台 7 番	別 図 の と お り	2,115 m <sup>2</sup>	1,601 m <sup>2</sup>	令 和 2 年 3 月 13 日

別 図 （ 省 略 ）

## 横 浜 市 公 告 第 142 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、野村戸塚本郷台住宅地建築協定の認可申請があったので、次の  
とおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに  
、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦 覧  
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な  
け れ ば な ら ない。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 3 月 13 日 か ら 令 和 2 年 4 月 10 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 2 年 4 月 19 日 午 前 10 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
栄 区 飯 島 町 1,368 番 地 の 1  
豊 田 地 区 セ ン タ ー

横 浜 市 公 告 第 143 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、竹山第3建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において  
一般の縦覧に供する。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 144 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 横 浜 興 和 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長      林                      文      子



## 横 浜 市 公 告 第 145 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 29 年 3 月 30 日 第 28 開 303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 花 咲 町 6 丁 目 145 番 地  
株 式 会 社 横 浜 グ ロ ー バ ル M I C E  
代 表 取 締 役 藤 田 保 夫  
名 古 屋 市 中 区 東 桜 2 丁 目 18 番 31 号  
リ ゾ ー ト ト ラ ス ト 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 伏 見 有 貴
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
第 一 工 区  
西 区 み な と み ら い 一 丁 目 3 番 の 3 か ら 3 番 の 5 ま で 、 8 番 の 1  
の 一 部 、 8 番 の 2 、 8 番 の 3 、 8 番 の 4 の 一 部 、 8 番 の 5 か ら 8  
番 の 9 ま で 及 び 9 番 の 2

## 横 浜 市 公 告 第 146 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 29 年 6 月 23 日 第 29 開 301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 中 央 区 京 橋 2 丁 目 16 番 1 号  
清 水 建 設 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 井 上 和 幸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
西 区 み な と み ら い 五 丁 目 1 番 の 16 、 1 番 の 17 、 1 番 の 32 及 び 1  
番 の 62

## 横 浜 市 公 告 第 147 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 4 月 4 日 第 29 開 819 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
金 沢 区 六 浦 町 2,254 番 地 の 1  
公 益 財 団 法 人 神 奈 川 霊 園  
代 表 理 事 木 倉 将 貴
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 川 井 宿 町 71 番 の 4 、 89 番 の 1 、 89 番 の 2 、 89 番 の 4 、 90 番  
の 1 か ら 90 番 の 7 ま で 、 91 番 の 1 か ら 91 番 の 4 ま で 、 92 番 の 1 か  
ら 92 番 の 5 ま で 、 92 番 の 9 か ら 92 番 の 11 ま で 、 93 番 の 11 の 一 部 、  
94 番 の 4 、 94 番 の 8 か ら 94 番 の 12 ま で 、 95 番 の 1 か ら 95 番 の 9 ま  
で 及 び 118 番 の 7 か ら 118 番 の 10 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 148 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 4 月 9 日 第 31 開 1301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12  
さ くら 地 所 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 須 賀 幹 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 3,016 番 の 1 か ら 3,016 番 の 3 ま で 、 3,017 番  
の 1 、 3,017 番 の 6 、 3,017 番 の 10 、 3,017 番 の 11 、 3,017 番 の  
16 か ら 3,017 番 の 41 ま で 、 3,043 番 の 25 、 3,043 番 の 32 、 3,043  
番 の 36 、 3,043 番 の 38 及 び 3,043 番 の 41 か ら 3,043 番 の 52 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 149 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 6 月 26 日 第 31 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
伊 勢 原 市 日 向 258 番 地  
有 限 会 社 日 向 建 材 興 業  
代 表 取 締 役 山 田 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 町 5,120 番 の 2 及 び 5,453 番 の 5 の 各 一 部 並 び に 5,45
- 8 番 の 1 か ら 5,458 番 の 13 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 150 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 17 日 第 31 開 1402 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 町 田 市 鶴 間 5 丁 目 20 番 12 号  
井 上 義 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 五 貫 目 町 11 番 の 6 の 一 部 、 11 番 の 7 及 び 11 番 の 24

## 横 浜 市 公 告 第 151 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 8 月 16 日 第 31 開 1111 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 大 倉 山 六 丁 目 45 番 20 号  
加 藤 勝
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 倉 山 六 丁 目 2,143 番 の 5 か ら 2,143 番 の 7 ま で 、 2,43  
1 番 の 一 部 、 2,436 番 の 一 部 及 び 2,439 番 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 152 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 10 月 9 日 第 31 開 804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 万 騎 が 原 45 番 地 の 1  
株 式 会 社 宝 興 産  
代 表 取 締 役 佐 藤 智 康
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 善 部 町 107 番 の 1 の 一 部 、 107 番 の 24 、 107 番 の 25 及 び 10  
7 番 の 26 の 一 部



## 横 浜 市 公 告 第 153 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 6 日 第 31 開 1810 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 佐 江 戸 町 2,163 番 地  
高 橋 栄 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 佐 江 戸 町 347 番 の 1 、 347 番 の 2 の 一 部 及 び 348 番

## 横 浜 市 公 告 第 154 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 24 日 第 31 開 1610 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 町 1,411 番 の 1 の 一 部 、 1,411 番 の 2 の 一 部 、 1,411  
番 の 7 及 び 1,411 番 の 9 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 155 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 1 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 3 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
19.20 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 寺 谷 一 丁 目 1,588 番 の 20
- 6 申 請 者 の 氏 名  
S P I プ ロ パ テ ィ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 小 安 祐 介

横 浜 市 公 告 第 156 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 18 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 2 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
21.33 m
- 5 指 定 の 場 所  
都 筑 区 池 辺 町 2,605 番 の 1 、 2,605 番 の 6 及 び 2,605 番 の 14
- 6 申 請 者 の 氏 名  
西 山 カ ツ エ

## 横 浜 市 公 告 第 157 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 38 ・ 31 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 2 月 28 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
79.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
南 区 永 田 東 二 丁 目 1,323 番 の 16 地 先 か ら 1,323 番 の 117 地 先 ま  
で

区告示

神奈川区告示第1号（令和2年2月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松葉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月27日

横浜市神奈川区長 高田 靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小池良幸 神奈川区菅田町2,61 4番地の33	森作榮 神奈川区菅田町2,61 1番地の8

鶴見区告示第4号（令和2年2月28日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、向井町三丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月28日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	早 坂 博 鶴見区向井町3丁目 77番地の14	伊 藤 滋 章 鶴見区向井町3丁目 82番地の1

---

消 防 局

---

消 防 局 公 告 第 5 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 2 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 消 防 局 長    高    坂    哲    也

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
都 筑 消 防 署	消 防 吏 員	松 嶋 高 史	停 職 9 箇 月



---

## 水道局

---

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月13日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 隈 隆 弘

水道局規程第4号

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表加入金の部(2)の項中「162,000」を「165,000」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

水道局告示第2号

公印の新調

次のとおり公印を新調する。

令和2年3月13日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 隈 隆 弘

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室長印	令和2年4月1日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課長印	令和2年4月1日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市水道局分任企業出納員印(再整備推進課)	令和2年4月1日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

## 交通局

ピアラインパスポート取扱規程を次のように定める。

令和2年3月13日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

## 交通局規程第1号

## ピアラインパスポート取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、桜木町駅前とハンマーヘッド間を運行するピアラインの需要喚起を目的とした乗車券であるピアラインパスポートの発売及び取扱い等を定めるものとする。

(発売)

第2条 ピアラインパスポートはピアラインに乗車する者に発売する。

2 ピアラインパスポートには、横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号。以下「乗車料条例」という。）第6条に規定する料金の割引は適用しない。

(乗車券の様式)

第3条 ピアラインパスポートの様式は、第1号様式のとおりとする。

(料金及び取扱い)

第4条 ピアラインパスポートの料金は3,300円とする。

2 ピアラインパスポートは記名した本人のみ利用可能で、ピアライン乗車時に有効なピアラインパスポートを乗務員に呈示した場合は、ピアラインを100円で乗車できるものとする。

3 前項の規定により乗車する場合は、乗車料条例第6条に規定する料金の割引は適用しない。

4 ピアラインパスポートを乗務員に呈示して乗車する者及びその同乗者については、施行規程第10条の3に規定する環境定期券制度は適用しない。

(通用期間)

第5条 ピアラインパスポートの通用期間は月の初日を起算日とした3箇月とする。

(発売方法等)

第6条 ピアラインパスポートは郵送の方法による申込み又は臨時に開設する窓口で発売する。

2 臨時に開設する窓口については、横浜市交通局ホームページ等により周知するものとする。

3 ピアラインパスポートの購入申込日が各月の初日から15日までの場合、当該乗車券の通用開始日は申込日の属する月の1日とする。

4 ピアラインパスポートの購入申込日が各月の16日から末日までの場合、当該乗車券の通用開始日は、購入者の希望により申込日の属する月の1日又は申込日の属する月の翌月の1日とする。

(払戻し及び再発行)

第7条 既に発行したピアラインパスポートの払戻しや再発行は行わないものとする。

(誤購入)

第8条 誤ってピアラインパスポートを購入した場合は以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 郵送による申込みの場合

発送するまでの間に申出があった場合は、無手数料で料金を返金する。ただし、郵便料金については返金しない。

(2) 窓口で発売した場合

購入当日で未使用であることが確認できる場合のみ無手数料で料金を返金する。

(不正乗車の取扱い)

第9条 ピアラインパスポートを不正に利用して乗車した場合には、施行規程第54条及び第55条に規定する定期券で不正乗車をした場合の取扱いを準用し、当該乗車券を無効としたうえで、同規程第55条に規定する割増料金等を徴収する。

(割増料金等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、施行規程第56条に規定する減免事由に該当する場合には、同規程を準用し前項の割増料金等を減免することができる。

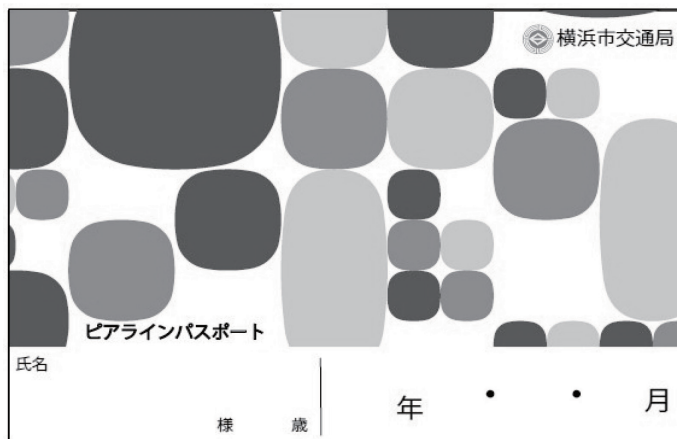
(運行中止の場合の取扱い)

第11条 天災その他やむを得ない事由により、ピアラインの運行を中止し、かつ、通用期間の全期間においてピアラインパスポートを使用してピアラインに乗車することができない場合には、第7条の規定にかかわらず、無手数料で第4条第1項に規定する料金を返金するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

第1号様式（第3条関係）ピアラインパスポート（例示）



備考 縦 5.8 センチメートル  
横 8.6 センチメートル

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程をここに公布する。  
令和2年3月13日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第2号

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 発売（第8条—第12条）
- 第3章 効力（第13条—第18条）
- 第4章 ICカードの相互利用（第19条—第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第1号。以下「IC規程」という。）第2条第6項の規定に基づき、同規程に定めるICカード乗車券の取扱いのうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOに関するサービスに必要なアプリケーションにより利用する旅客の、横浜市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）でのモバイルPASMOの利用について使用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程とIC規程とで異なる取扱いについては、この規程を適用する。

2 モバイルIC乗車券の利用について、この規程に定めのない事項については、IC規程、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約（以下「会員規約」という。）の定めるところによる。なお、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。

3 旅客がモバイルIC乗車券を高速鉄道で利用する場合は、IC規程に定めるICカード乗車券として取り扱う。ただし、小児用PASMOとしての取扱いは行わない。

4 モバイルIC乗車券については、IC規程第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、第19条第2項から第27条及び第30条から第32条の規定は適用しない。

5 前4項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。

## (用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末を言う。
- (2) 「モバイルIC乗車券」とは、PASMOのうちモバイルPASMO携帯情報端末をいう。
- (3) 「モバイルICSF乗車券」とは、ICSF乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。
- (4) 「モバイルIC定期乗車券」とは、IC定期乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、IC規程、会員規約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

## (契約の成立)

第4条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに、旅客と横浜市（以下「本市」という。）の間において成立する。

2 前項及びIC規程第4条第2項の規定にかかわらず、モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルIC乗車券にIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC乗車券の購入処理が完了したときに、旅客と本市の間において旅客運送契約が成立する。

3 前2項の規定によって契約が成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

## (使用方法)

第5条 IC規程第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。

2 IC規程第5条第1項の定めにかかわらず、入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。

3 モバイルPASMOの故障及び電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

## (個人情報の取扱い)

第6条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員

規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し横浜市交通局（以下「局」という。）が取得した個人情報、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
- (2) モバイルIC定期乗車券等の利用等にかかわる連絡
- (3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善及びご利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC乗車券を高速鉄道以外のIC取扱事業者で利用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

（制限又は停止）

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、局が必要であると認めるときは、乗車区間・乗車経路・乗車方法又は乗車する列車の制限をすることがある。

2 局は、次の各号に該当する場合に、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができるものとする。

- (1) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者による保守・点検が行われる場合、又は障害が発生した場合。
- (2) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断又は終了した場合、又はそのおそれがある場合。
- (3) 株式会社パスモが管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合。
- (4) 株式会社パスモにおける、モバイルPASMOのサービスが終了した場合。
- (5) 局の判断により、モバイルIC乗車券の取扱いを終了した場合。
- (6) PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断又は終了された場合及びそのおそれがある場合。
- (7) その他、やむを得ない事情が生じた場合。

3 前2項による制限を行った場合に生じた損害について、局はその責めを負わない。

## 第2章 発売

（モバイルIC乗車券の発行）

第8条 モバイルIC乗車券はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

（定期乗車券等の発売）



- 第9条 旅客がモバイルIC乗車券に定期乗車券の購入を希望する場合は、IC規程第11条第2項によらず、旅客自らがモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項等を入力の上で発売する。なお、モバイルPASMO会員登録規約の定めによる会員登録、及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。
- 2 モバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、パソコン向けサイトを利用し作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せ、サポートセンターへの郵送により申し込むこととする。
- (1) 新規購入の場合
  - (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
  - (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
  - (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合
- 3 前2項の規定により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経路及び発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOアプリ及びパソコン向けサイトを利用して、モバイルPASMOに画面表示させることにより確認することができる。
- 4 クレジットカードによる決済処理は、第4条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。
- 5 第1項及び第2項による発売は、高速鉄道の駅を発駅とし、経路及び着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、身体障害者等割引通学定期乗車券、端数日付通学定期乗車券、身体障害者等割引端数日付通学定期乗車券及び実習用通学定期乗車券の発売はしない。
- 6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。
- 7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。
- (定期乗車券の区間変更)
- 第10条 モバイルIC定期乗車券の区間変更は、不要となった定期

乗車券の払いもどし及び新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取り扱う。

2 前項の取扱いは、モバイルPASMOの定期乗車券の区間変更に関する所定の操作を使用者自らが行うものとする。ただし、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が高速鉄道の駅以外の駅へ変更となる場合、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者以外の区間のみである場合、又はICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、局が別に定める方法により取り扱う。

3 この区間変更の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、前項ただし書きによる取扱いをする場合は9時から20時までとする。

(チャージ)

第11条 モバイルIC乗車券は、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第12条 モバイルIC乗車券のSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則又はPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、又はモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器における、第15条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

3 高速鉄道においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器において、前2項に定めるSF残額及びSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、前項第3号のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) 26週間を経過したSF残額履歴

- (4) 第15条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴
- 第3章 効力  
(無効となる場合)
- 第13条 モバイルIC乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めるところによる。
- (1) 旅行開始後のモバイルIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又はモバイルIC定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名人の情報が登録されたモバイルIC乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
- (4) 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程(昭和47年12月交通局規程第27号、以下「運賃条例施行規程」という。)に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC乗車券もしくはSFを使用した場合
- (6) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルIC乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (7) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 モバイルPASMO携帯情報端末に対し、偽造、変造又は不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。  
(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)
- 第14条 前条各号のいずれかに該当した場合、運賃条例施行規程の定めにより収受する。  
(紛失、故障等に伴う再発行)
- 第15条 モバイルPASMO携帯情報端末を紛失又は当該モバイルPASMO携帯情報端末が故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC乗車券の再発行の扱いをおこなう。
- 2 前項による再発行がモバイルIC定期乗車券の場合、その定期券乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後ただちに行うことができる。  
(免責事項)
- 第16条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、局はその責めを負わない。
- 2 モバイルPASMO携帯情報端末本体及びモバイルPASMO

- 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、局はその責めを負わない。
- 3 株式会社パスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても局はその責めを負わない。
- 4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は障害のため、モバイルIC乗車券の再発行等の取扱いを行ったことに伴い、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。  
(払いもどし)
- 第17条 モバイルICSF乗車券が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。  
(定期乗車券の払いもどし)
- 第18条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、当該定期乗車券の機能をモバイルPASMOアプリ、パソコン向けサイトの操作、又はサポートセンターにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、運賃条例施行規程の定めるところによる。
- 2 前項による払いもどしは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより返金するものとする。この場合、払込期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことがある。
- 3 前条による払いもどしを行う場合で、当該モバイルPASMO携帯情報端末の所定の操作によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを第1項の規定により同時に払いもどすものとする。
- 4 モバイルPASMOアプリ又はパソコン向けサイトから、モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターへ払いもどしを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。
- 5 局は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(第2項の定め

より、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあっては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

6 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

7 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしの取扱いは9時から20時までとする。

#### 第4章 ICカードの相互利用

(モバイルIC乗車券の相互利用)

第19条 株式会社パスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「モバイルSuica」については、第3条第1項第3号に定めるモバイルIC乗車券として取り扱うこととし、本特約を準用する。

2 前項に定めるモバイルIC乗車券において、この特約に定めのない事項については、IC規程、株式会社パスモの定める規則及び東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。

(モバイルIC乗車券の相互利用において取り扱わない業務)

第20条 前条の規定にかかわらず、モバイルSuicaにおいては次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第8条(モバイルIC乗車券の発行)

(2) 第9条(定期乗車券の発売)

(3) 第10条(定期乗車券の区間変更)

(4) 第12条第3項(SF残額の確認)

(5) 第18条(定期乗車券の払いもどし)

(相互利用におけるモバイルIC乗車券発行事業者規則に基づく取扱い)

第21条 以下の取扱いについては東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取り扱う。

(1) 第6条に定める個人情報の取扱い

(2) 第13条により無効となったモバイルIC乗車券の取扱い

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

モバイルPASMO取扱規程を次のように定める。

令和2年3月13日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第3号

モバイルPASMO取扱規程

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 モバイルICSF

第1節 発売（第8条—第10条）

第2節 運賃（第11条）

第3節 効力（第12条—第14条）

第4節 再発行（第15条—第16条）

第5節 払戻し（第17条）

第3章 モバイルIC定期乗車券

第1節 発売（第18条—第20条）

第2節 効力（第21条—第23条）

第3節 再発行（第24条—第25条）

第4節 払戻し（第26条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、横浜市乗合自動車ICカード取扱規程（平成29年3月交通局規程第7号。以下「IC規程」という。）第2条第6項に基づき、同規程に規定するICカードの取扱いのうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOに関するサービスに必要なアプリケーションにより利用する旅客の、横浜市乗合自動車でのモバイルPASMOの利用について使用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程とIC規程とで異なる取扱いについては、この規程を適用する。

2 モバイルIC端末の利用について、この規程に定めのない事項については、IC規程、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、PASMO取扱規則に関する特約、PASMO電子マネー取扱規則、オートチャージサービス取扱規則、モバイルPASMO会員規約（以下「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC端末の特性上、適用できないものはこの限りではない。

3 旅客がモバイルIC端末を横浜市乗合自動車を利用する場合は、IC規程に定めるICカードとして取り扱う。ただし、小児用

ICカードとしての取扱いは行わない。

4 モバイルIC端末については、IC規程第4条から第6条、第9条、第10条、第13条から第15条、第16条第2項、第17条から第26条、第30条から第39条の規定は適用しない。

5 前各項にかかわらず、モバイルIC端末に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。

(用語の定義)

第3条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末を言う。

(2) 「モバイルIC端末」とは、PASMOのうちモバイルPASMO携帯情報端末をいう。

(3) 「記名モバイルIC端末」とは、会員登録されたモバイルIC端末をいう。

(4) 「無記名モバイルIC端末」とは、会員登録を行っていないモバイルIC端末をいう。

(5) 「モバイルICSF」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC端末をいう。

(6) 「モバイルIC定期乗車券」とは、モバイルIC端末に付加した定期乗車券をいう。

2 この規程に定めのない用語の定義については、IC規程、その他の関連する規則、会員規約等の定めるところによるものとする。

(契約の成立)

第4条 モバイルIC端末による旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当局の間において成立する。

2 モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルIC端末にモバイルIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC端末に購入処理が完了したときに、旅客と当局の間において旅客運送契約が成立する。

3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第5条 モバイルIC端末を使用して、乗車するときにバスR/Wで乗車処理を行わなければならない。

2 1回の乗車につき、複数のICカード及びモバイルIC端末を同時に使用することはできない。

3 運賃支払時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないとき

は、現金又は当局が別に定める方法で運賃を支払う。

4 モバイルIC端末のSFを使用して引換えができる乗車券は、横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第1項の規定による同規程別表に規定する1日乗車券で、当該端末にその機能を付加したものとす。

5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き乗車料金等に充当することはできない。

6 モバイルIC端末の破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるモバイルIC端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルIC端末はバスR/Wで使用できないことがある。

7 記名モバイルIC端末は、当該記名モバイルIC端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC端末を使用することはできない。

9 モバイルIC端末の故障及び電池切れ等により、モバイルIC端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する乗車料金を現金等により收受する。

（個人情報 の 取 扱 い）

第6条 モバイルIC端末にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券等に関し当局が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

(1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認

(2) モバイルIC定期乗車券等の利用等にかかわる連絡

(3) 定期乗車券等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC端末に関わるサービスの実施、改善及び利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC端末を当局以外のIC取扱事業者で利用する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

（制限又は停止）

第7条 当局は、以下の各号に該当する場合に、モバイルIC端末の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができるものとする。

(1) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者による保守・点検が行われる場合、又は障害が発生した場合

(2) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断若しくは終了した場合、又はそのおそれがある場合



- (3) 株式会社パスモが管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
- (4) 株式会社パスモにおける、モバイルPASMOのサービスが終了した場合
- (5) 当局の判断により、モバイルIC端末の取扱いを終了した場合
- (6) PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了された場合、又はそのおそれがある場合
- (7) その他、やむを得ない事情が生じた場合

2 前項による制限を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。

## 第2章 モバイルICSF

### 第1節 発売

(モバイルICSFの発行)

第8条 モバイルICSFはPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

(チャージ)

第9条 モバイルICSFは、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第10条 モバイルICSFのSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則若しくはPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器又はモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第15条の規定によりモバイルICSFを再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

### 第2節 運賃

(IC運賃の減額)

第11条 旅客がモバイルICSFを用いて乗車する場合、乗車料金支払時に当該乗車区間の大人普通乗車券の料金1名分を減額する。

2 上記料金支払以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後、内容に応じた乗車料金を減額することができる。

3 無記名モバイルIC端末から大人普通乗車券の料金以外の料金支払の申告がなく使用する場合は、小児であっても大人普通乗車券の料金1名分を減額する。

4 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、モバイルICSFで減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

### 第3節 効力

(効力)

第12条 モバイルICSFにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。

(2) 乗車後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第13条 モバイルICSFは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルICSFの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(1) 乗車処理後のモバイルICSFを他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名人の情報が登録されたモバイルICSFを当該記名人以外の者が使用した場合

(3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルICSF若しくはSFを使用した場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルICSFが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する乗車料金・割増料金の収受)

第14条 前条の規定に該当し使用した場合、施行規程第55条に規定する方法により普通乗車料金及び割増料金を収受する。

### 第4節 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第15条 モバイルICSFを紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルICSFの再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第16条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入又は払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイル P A S M O 携帯情報端末本体及びモバイル P A S M O 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイル I C S F のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイル P A S M O 携帯情報端末の紛失又は故障のためモバイル I C S F の再発行の取扱いを行ったことに伴い、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

#### 第5節 払戻し

(払戻し)

第17条 モバイル I C S F が不要となった場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約等の定めにより払戻しを行う。

### 第3章 モバイル I C 定期乗車券

#### 第1節 発売

(定期乗車券等の発売)

第18条 旅客がモバイル I C 端末に定期乗車券の購入を希望する場合は、I C 規程第25条第1項の規定にかかわらず、旅客自らがモバイル P A S M O アプリの所定の操作を行い、必要事項等の入力のうち発売する。ただし、会員規約の定めによる会員登録及び定期乗車券の料金の決済に使用するクレジットカードの登録を行っている場合に限る。

2 モバイル I C 端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の通用期間の開始日の7日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷のうえ、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せてサポートセンターへの郵送により申し込まなければならない。

(1) 新規購入の場合

(2) 4月1日以降に通用開始となるものを新年度の初回に購入する場合

(3) 通用期間が3月31日をまたぎ、かつ、4月30日を超えるものを購入する場合

(4) 通学定期乗車券の通用区間等が変更となる場合

3 前各項により購入した定期乗車券の通用期間、通用区間並びに発売額等、I C 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O アプリ及びパソコン向けサイトを利用して、モ

バイル I C 端末に画面表示させることにより確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第4条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。

5 旅客が18才に達する日以後の最初の3月31日以前を通用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。

6 モバイル I C 定期乗車券の定期券情報の通用期間開始前、又は通用期間中に当該モバイル I C 定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間にて継続購入する場合を除く。

(チャージ)

第19条 モバイル I C 定期乗車券は、I C 規程の定めによるチャージのほか、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(S F 残額等の確認)

第20条 モバイル I C 定期乗車券の S F 残額及び S F 残額履歴は、P A S M O 取扱規則又は P A S M O 取扱規則に関する特約の定めにより、モバイル P A S M O 携帯情報端末を処理する機器、又はモバイル P A S M O アプリの機能により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

(3) 第24条の規定によりモバイル I C 定期乗車券を再発行等したときの再発行等以前の S F 残額履歴

第2節 効力

(効力)

第21条 第18条の規定により発売したモバイル I C 定期乗車券は施行規程の定めにより取り扱う。

2 S F をチャージしたモバイル I C 定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は通用期間の開始日前若しくは通用期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第11条の規定を準用する。

(無効となる場合)

第22条 モバイル I C 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイル I C 定期乗車券の取扱いは P A S M O 取扱規則等の定めによる。

(1) 乗車処理後のモバイル I C 定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名人の情報が登録されたモバイル I C 定期乗車券を当該記

名人以外の者が使用した場合

(3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC定期乗車券若しくはSFを使用した場合

(2) バスR/WでモバイルIC定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当局が認めた方法により有効なモバイルIC定期乗車券が確認できた場合を除く。

(不正使用に対する乗車料金・割増料金の収受)

第23条 前条の規定に該当し使用した場合、施行規程第55条に規定する方法により普通乗車料金及び割増料金を収受する。

#### 第3節 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第24条 モバイルIC定期乗車券を紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC定期乗車券の再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第25条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入又は払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末本体及びモバイルPASMO携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルIC定期乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は故障のためモバイルIC定期乗車券の再発行の取扱いを行ったことに伴い、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

5 障害等によりモバイルIC定期乗車券が復元できない場合は、PASMOカードでIC定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

#### 第4節 払戻し

(払戻し)

第26条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が

- 不要となった場合は、当該定期乗車券の機能をモバイルPASMOアプリ、パソコン向けサイトの操作、又はサポートセンターにより払戻しを行う。このときの払戻し額は、施行規程の定めるところによる。
- 2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより返金するものとする。この場合、払戻期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。ただし、クレジットカードを通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことがある。
- 3 第17条による払戻しを行う場合で、当該モバイルPASMOアプリの所定の操作によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを第1項の規定により同時に払い戻すものとする。
- 4 モバイルPASMOアプリ又はパソコン向けサイトから、モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払戻し操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。また、サポートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。
- 5 当局は、払戻しを請求した旅客の会員情報（第2項の定めにより、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払戻しを行う。
- 6 モバイルIC定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払戻しを請求することはできない。

## 附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

## 交通局告示第2号

ピアライン専用普通乗車券の発売

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第3項及び第5条の規定に基づき乗車券の発売及び様式等について次のとおり定める。

令和2年3月13日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

- 1 乗車券の名称  
ピアライン専用普通乗車券
- 2 乗車券の様式（例示）



備考 縦 3.0 センチメートル  
横 5.7 センチメートル

- 3 乗車券の取扱い  
横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）に定めるピアラインのみで利用可能な普通乗車券とし、当該乗車券を所定の機器に投入することでピアラインに乗車することができる。
  - 4 発売対象  
管理者と提携する施設に対してのみ発売する。
  - 5 発売期間  
提携する施設からの請求に応じて通年発売する。
  - 6 有効期間等  
乗車券1枚につきピアラインに1回1名まで乗車ができ、ピアラインが運行している間のみ当該運転系統で利用できる。
  - 7 払戻し  
この乗車券を払い戻すことはできない。
  - 8 施行規程の準用  
この告示に定めのない事項については、施行規程を準用する。
- 附 則  
この告示は、令和2年3月14日から施行する。

交通局公告第1号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号により、次の者を令和元年12月19日懲戒処分に付した。

令和2年3月13日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部上永谷乗務管理所	運輸職員	松井光洋	停職1月
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	遊馬芳隆	戒告
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	石井晋	戒告



医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年2月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

医療局病院経営本部規程第3号（令和2年2月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「結婚」の次に「（婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係になると病院事業管理者が認める場合を含む。）」を加え、同項第5号中「職員の父母又は配偶者」の次に「等（配偶者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会的生活を営む関係になると病院事業管理者が認める者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第10号イ中「関係にある」の次に「者（親類縁者の子、里子及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係になる）」を加え、「別に定める者」を「認める者の子等で、職員が養育していると認められる者をいう。）」に改め、同項第16号中「配偶者」の次に「等」を、「子、配偶者」の次に「等」を加え、同号イ中「職員又は配偶者」の次に「等」を、「(イ) 配偶者」の次に「等」を、「(エ) 配偶者」の次に「等」を加え、同号中イをエとし、同号アの次に次のように加える。

イ 婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係になると病院事業管理者が認める者

ウ イに規定する者の父母

別表第2中

「

配偶者

」

を

「

配偶者等

」

に、

「

父母の配偶者又は配偶者

の 父 母
子 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 の 子
祖 父 母 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 の 祖 父 母
兄 弟 姉 妹 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 の 兄 弟 姉 妹

」

を  
「

父 母 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 等 の 父 母
子 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 等 の 子
祖 父 母 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 等 の 祖 父 母
兄 弟 姉 妹 の 配 偶 者 又 は 配 偶 者 等 の 兄 弟 姉 妹

」

に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程をここに公布する。

令和2年3月13日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

医療局病院経営本部規程第5号

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年4月1日条例第27号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項の医療局病院経営本部における会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この規程において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、夜勤手当、期末手当及び寒冷地手当等をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料に相当する報酬(以下「基本報酬」という。)、超過勤務手当に相当する報酬等及び期末手当をいう。

2 この規程において「給料」とは、条例第3条第1項に規定する給料をいう。

(給料及び基本報酬の額)

第3条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬(以下「給料等」という。)の額は、職務の内容及び責任その他職務経験等を考慮し、日額55,200円又は月額995,800円を超えない範囲内で定める額とする。時間額にあっては日額55,200円を1日の勤務時間で除して得た額とする。

(給料等の支給方法)

第4条 給料等は、毎月1回、その月に係る日額及び時間額の合計額又はその月の月額的全額を、病院事業管理者の定める日に支給する。ただし、病院事業管理者が特に必要と認めた場合には、月の初日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、日額及び時間額にあっては当該各期間に係るそれぞれの合計額ずつ、月額にあってはその月の月額の半額ずつを支給することができる。

- 第5条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料等を支給する。
- 2 会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料等を支給する。ただし、月額給料等を受ける会計年度任用職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の給料等の全額を支給する。
- 3 会計年度任用職員が法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合においては、その許可の有効期間の開始日の前日まで、その許可が取り消され又はその許可の有効期間が満了した場合においては、復職の日から、給料等を支給する。
- 4 会計年度任用職員が横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）の規定に基づき休職にされた場合においては、休職にされた日の前日まで、その休職期間中に復職を命じられ又は休職期間が満了した場合においては、復職の日から、給料等を支給する。
- 5 前各項の規定により、月額給料等を支給する場合において、月の初日から支給する以外るとき又は月の末日まで支給する以外るときは、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数に基づき、日割によって計算する。  
（地域手当）
- 第6条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当は、別に定めるもののほか、横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第9号。以下「本部職員給与規程」という。）第2条の職員（以下「本部職員」という。）の例により支給する。  
（超過勤務手当等）
- 第7条 会計年度任用職員の超過勤務手当及び超過勤務手当に相当する報酬は、本部職員の例（超過勤務手当に相当する報酬にあつては、本部職員の超過勤務手当の例）により支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬にあつては、勤務した時間がその者について定められた勤務時間を超え、7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、当該勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（当該勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。  
（期末手当）
- 第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（別に定める者に限る。）に支給する。
- 2 前項の期末手当の額は、第3条の規定に基づき会計年度任用職

員ごとに定められた給料等の額に、横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号。以下、「本部職員期末勤勉手当規程」という。）第2条第1項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に乗じる割合（同項に規定する管理職員に適用するものを除く。）を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 本部職員期末勤勉手当規程第5条の2及び第2条の3の規定は、会計年度任用職員に支給する期末手当について準用する。  
（その他の手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、日直手当、宿直手当、夜勤手当及び寒冷地手当は、本部職員の例により支給する。

2 その他の職務給的給与及び手当に相当する報酬については別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第10条 パートタイム会計年度任用職員が本部職員給与規程第18条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額及び支給方法については、別に定める。

（旅費等）

第11条 会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、フルタイム会計年度任用職員に対しては旅費を、パートタイム会計年度任用職員に対しては旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の旅費及び旅行に係る費用弁償は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の例により支給する。

（欠勤等の場合の給与）

第12条 会計年度任用職員が、その職務に従事しないときは、別に定める場合を除くほか、その職務に従事しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 日額による基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、その者の受ける基本報酬の日額をその者について定められた1日の勤務時間で除して得た額とする。

2 月額による給料等の支給を受ける会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、本部職員の例（基本報酬にあっては、本部

職員の給料の例)により算出して得た額とする。

(休職者の給与)

第14条 会計年度任用職員が休職にされたときは、給与を支給しない。

(その他の支給方法)

第15条 会計年度任用職員が死亡した場合の給与及び通勤に係る費用弁償(以下「給与等」という。)の支給並びに給与等を支給される際の給与等からの控除は、本部職員の例(基本報酬にあっては本部職員の給料の、通勤に係る費用弁償にあっては本部職員の通勤手当の例)による。

第16条 給与等は、本部職員の例(基本報酬にあっては本部職員の給料の、通勤に係る費用弁償にあっては本部職員の通勤手当の例)により、口座振替の方法により支払うことができる。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員に係る読替え)

第17条 法第57条に規定する単純な労務に雇用されるパートタイム会計年度任用職員については、第2条中「給料に相当する報酬(以下「基本報酬」という。)、超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは「給料、通勤手当、超過勤務手当」と、第7条ただし書中「超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは「超過勤務手当」と、第10条中「通勤に係る費用弁償」とあるのは「通勤手当」と、第13条第1項中「基本報酬」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項  
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、  
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 31 年 法 律 第 162 号  
) 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 ( 平 成 16 年  
法 律 第 59 号 ) 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第  
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数  
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 2 年 3 月 13 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 吉 原 訓

50 分 の 1 の 数	62,274 人
6 分 の 1 の 数	518,946 人
3 分 の 1 の 数	1,037,892 人
選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数	
鶴 見 区	79,603 人
神 奈 川 区	66,888 人
西 区	28,344 人
中 区	39,392 人
南 区	55,336 人
港 南 区	60,969 人
保 土 ヶ 谷 区	57,409 人
旭 区	69,736 人
磯 子 区	46,589 人
金 沢 区	56,013 人
港 北 区	96,712 人
緑 区	49,841 人
青 葉 区	85,321 人
都 筑 区	56,608 人
戸 塚 区	77,754 人
栄 区	34,086 人
泉 区	42,817 人
瀬 谷 区	34,479 人

総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
489,210 人



その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和2年3月13日

横浜市長 林 文子

横浜市長（市街地開発事業費会計事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Toshiseibikyoku, OU=Shigaichiseibibu, OU=Shigaichiseibichoseika, CN=YokohamaShichoShigaichiKaihatsuJigyohiKaikaiJimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和2年3月13日
有効期限	令和7年2月19日
シリアル番号	5b 86 b3 88
フィンガープリント	57 d2 8f 28 43 fc 2d a1 df 89 52 d1 75 ae 8d 44 c9 00 f9 69

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

---

正 誤

---

令 和 2 年 1 月 15 日 発 行 の 横 浜 市 報 定 期 第 24 号 72 ペ ー ジ の 表 中 、  
「

面 積	
新	旧
18,930 m <sup>2</sup>	17,956 m <sup>2</sup>

」

は

「

面 積	
新	旧
18,930 m <sup>2</sup>	17,931 m <sup>2</sup>

」

の 誤 り 。